

# 『技術取引における取引先倒産への備え』

## 技術取引における倒産リスク

取引先の倒産に直面することは、企業にとって決して珍しいことではない。

取引先に対して金銭債権を有している場合に、取引先倒産時に備えて与信管理を行う企業は比較的多いと思われるが、取引先に対して有している債権が非金銭債権である場合に、取引先倒産時への備えをしている企業はごく少数と思われる。しかし、取引先から技術の提供を受けているようなケースでは、金銭債権を有している場合以上に取引先倒産が極めて深刻な事態をもたらす可能性がある。すなわち、自社の事業遂行にとって不可欠な技術提供が受けられなくなったり、技術提供を約していた第三者に対して莫大な違約金の支払いを余儀なくされたりする可能性がある。例えば、以下のようなケースである。

## 破産した取引先との交渉事例

半導体製造装置メーカーX社は、Y社が製造した装置を買いつけて加工したものを自社製品として中国企業Z社に納入していた。装置のメンテナンスには、装置の仕組みが示された図面が必須であり、図面を所持するY社が費用を負担してメンテナンスを行うことになっていた。

Z社への納入後、装置に不具合があることが判明した。X社は、Y社に修理をするよう求めたが、装置が修理される前に、Y社は破産申立てをしてしまい、破産開始決定がされて管財人が選任された。そのため、X社は、Y社に修理をしてもらうことがおよそ期待できない状況となった。

装置の不具合が解消されない場合には、X社はZ社に対して、数億円の違約金を負担しなければならない可能性があり、それを支払わなければ中

国で仲裁を起こされるという内容の契約を交わしていた。それらの不利益を避けるため、X社にとっては、管財人から速やかに図面の提供を受けて、装置の仕組みを知り、装置の修理を行うことが極めて重要であった。

そこで、当所はX社を代理し、X社自ら装置を修理するために必要な装置図面を提供するように管財人に求めた。しかし、管財人は、図面開示の法的義務がないことを理由にこれを拒絶した。

このようなケースでは、X社は、何としても図面を手に入れなければならないが、日本の法律や裁判例上、Y社の倒産によって図面の開示義務が生じるわけではない。事前に何も手当てしていなければ、Y社に対して図面の開示を法的に請求することはできない。したがって、その場合には、図面の任意開示を求めて粘り強く交渉するしか術はないことになる。当所は、管財人との交渉を続けた結果、図面の開示を受けた。

## Practical Tips

今後同様の事態に遭遇することを想定した場合、X社としては何を行っておく必要があるだろうか。

まずX社としては、装置の納入を受ける段階で、自社によるメンテナンスも可能となるように図面の開示を受けておくことが最も確実である。ただ、X社に納入した装置に特有の情報だけでなくY社が製造する装置全般に共通する情報が図面に多く記載されている場合には、図面はY社のビジネスにとって重要なリソースであるため、Y社がこのような要求に応じる可能性はまずない。そこで、事前にY社との契約の中で、メンテナンスだけでなく、修理義務不履行が生じた場合の図面開示義務を規定しておくことが重要となる。このような規定を入れることでX社は図面開示を求め

る明確な法的根拠を主張することができるようになり、管財人は破産法等に基づく拒絶理由がない限り図面開示に応じざるを得なくなるため、交渉を優位に進めることができる。

また、上記のケースでは、Z社との契約でX社に極めて不利な違約金条項が規定されていたことが状況をより深刻なものにしていた。リスク管理の点からは、Y社によるメンテナンスの確保といったX社が自社でコントロールできない事項について、Z社との間で違約金条項を受け入れることには非常に慎重になる必要がある。

技術取引では取引先倒産のリスクが深刻な事態をもたらす可能性があるだけに、倒産リスクへの備えは特に重要である。

執筆者紹介



弁護士 阿部 隆徳



弁護士 風間 智裕

阿部国際総合法律事務所

ABE & PARTNERS

〒540-0001

大阪市中央区城見 1-3-7

松下 IMP ビル

TEL : 06-6949-1496

FAX : 06-6949-1487

E-mail : [abe@abe-law.com](mailto:abe@abe-law.com)

URL : <http://www.abe-law.com/>



本ニュースレターは、法的アドバイスまたはその他のアドバイスの提供を目的としたものではありません。本ニュースレター記載の情報の著作権は当事務所に帰属します。本ニュースレターの一部または全部について無断で複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行なうことを禁止します。

本ニュースレターの配信またはその停止をご希望の場合には、お手数ですが、[abe@abe-law.com](mailto:abe@abe-law.com) までご連絡下さいますようお願い申し上げます。